

隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設

設計業務 特記仕様書

1. 業務概要

1. 業務名称 隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計業務

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設（仮称）

(2) 敷地の場所 隠岐の島町 中町目貫の四 61 番地

(3) 施設用途 文化交流施設

平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二 類型十二類 第 1 類

3. 契約期間 平成 30 年 2 月初旬から平成 31 年 1 月 31 日を予定している

4. 入札保証金 免 除

5. 契約保証金 免 除

6. 前払金 あり（契約金額の 3/10 以内）

7. 部分払 無し

8. 監督職員

総括監督員	主任監督員	監督員	現場技術者
吉田 隆	—	宇野慎一	—

9. 業務概要

本業務は、隠岐の島町（以下「発注者」という。）が計画する隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設建設にかかる基本設計及び実施設計を行うものである。

なお、業務遂行に当たっては、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設建設基本計画（案）」（以下「基本計画(案)」という。）を踏まえることとする。

II. 業務の実施

1. 一般事項

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。
- (3) 受託者は、業務を行うにあたっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。
 - ア. 着手届 イ. 業務計画書 エ. 完了届
 - ウ. 業務委託料請求書等 オ. その他発注者が指定するもの
- (5) 受託者は、業務の実施に当たっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (6) 受託者は、個人である場合にはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者の中から、管理技術者を選任し、発注者に報告すること。なお、管理技術者と主任担当技術者は兼任することはできない。
- (7) 管理技術者及び主任担当技術者は、業務の実施にあたっては、相互に協議を行い、十分な調整を図り進めること。
- (8) 協力事務所がある場合や再委託する場合は、あらかじめ発注者に協力事務所通知書並びに委任（下請負）承諾願いを提出し、発注者の承認を得ること。ただし、建築分野は再委託しないこと。
- (9) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

2. 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後 10 日以内に業務計画書を作成の上発注者に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア. 検討業務内容
 - イ. 業務詳細工程
 - ウ. 業務実施体制
 - エ. 管理技術者、主任担当技術者、担当技術者一覧表及び経歴書
 - オ. 協力者がある場合は、協力者の概要及び担当技術者一覧表
 - カ. 打合せ計画
 - キ. その他、発注者が必要とする事項

- (3) (2)に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を受けること。

3. 打合せ及び記録

業務を適正化・円滑に実施するため、受託者と発注者は打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義をたずねるものとし、その内容については受託者がその都度記録する。その際必要に応じてスケッチ、資料等を作成すること。用紙はA4版とし相互確認した上で議事録として提出すること。

4. 引渡し前における成果品の使用等

監督員が指示し受託者がこれを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果品の全部又は一部を使用することができる。

5. 業務の進捗状況の報告

月毎に業務の全般的な経過及び翌月の予定を記載した「月間業務工程表」を、監督員に提出する。

6. 検査

- (1) 業務が完了したときは、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。
- (2) 業務完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。

III. 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

1. 設計と条件

- (1) 施設名称 隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設（仮称）
- (2) 施設の場所 隠岐の島町 中町目貫の四 61 番地
別紙 「建設位置図」、「敷地平面図」 参照。
- (3) 施設用途 文化交流施設
平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二 類型十二類 第 1 類

(4) 敷地の条件

- ア. 敷地の面積 隠岐の島町 中町目貫の四 61 番地
4,809 m²のうち約 1,100 m²の敷地を予定している。

イ. 用途地域及び地区の指定

都 市 計 画	区域内（区域区分未設定）
線 引	非線引
用 途 地 域	なし
防 火 地 域	なし
建 ペ い 率	70%
容 積 率	200%
道 路 斜 線 制 限	1.5
隣 地 傾 斜 制 限	2.5
北 側 傾 斜 制 限	なし
日 影 制 限	特定行政庁の指定による
積雪量及び 積雪の単位荷重	積雪量は島根県建築基準法条例による。 積雪の単位荷重は、積雪量 1 cmごとに 1 m ² につき 20 ニュートン以上とする。

(5) 施設の条件

- ア. 延床面積 約 1,500 m²
イ. 主要構造 受託者と協議の上決定する。
ウ. 耐震安全性の分類 受託者と協議の上決定する。

(6) 建設の条件

本業務に続く建設工事は以下の工期を予定している。

建設工期 平成 31 年 2 月～平成 32 年 2 月

(7) 成果品の提出期限及び提出場所

- ア. 引渡期限：平成 30 年 10 月 31 日を予定している
イ. 提出場所：隠岐の島町 観光課
ウ. 成果物の取り扱いについて
提出された C A D データについては、当該施設に係る実施設計等に活用する。
エ. 写真の著作権の権利等について
受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
(ア) 写真は、本町が行う事務並びに本町が認めた公的機関の広報に無償で使用

することができる。この場合においては、著作者名を表示しないことができる。

(イ) 次に掲げる行為をしてはならない(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

a. 写真を公表すること。

b. 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受託者が個人である場合にはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

(1) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 項に定める一級建築士

3. 主任担当技術者の資格要件

担当分野の業務を分担する主任担当技術者は次の資格要件を満たす者とし、1 名ずつ選定し配置する。

(1) 建築主任担当技術者

建築士法第 2 条第 2 項に定める一級建築士

(2) 建築設備主任担当技術者

資格要件無し

4. 設計業務の内容及び範囲

(1) 基本設計

平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一 1 設計に関する標準業務に準ずるものとする。

(2) 実施設計

平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一 1 設計に関する標準業務に準ずるものとする。

(3) 追加業務

ア. 透視図作成業務

- | | | |
|---------|----|------------------|
| ・ 外観鳥瞰図 | 彩色 | A 3 判 1 葉及び画像データ |
| ・ 外観図 | 彩色 | A 3 判 1 葉及び画像データ |
| ・ 内観図 | 彩色 | A 3 判 1 葉及び画像データ |

イ. 建設等に必要は関係法令条例に基づく申請手続き

ウ. 広報等に必要資料の作成

エ. フェリーターミナルを含めた動線の検討

- オ. 西郷港湾区域内の路線バス・タクシー等を含めた交通期間の動線の検討
- カ. 交付申請等の支援

5. 適用基準

本業務は、国土交通省が制定する技術基準等を適用する。受託者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお年版は最新版とする。

6. 業務成果品

- (1) 業務成果品は、印刷物 1 部及び電子データ正副各 1 部を納品する。
- (2) 製本による設計図書は、原則として A3 サイズ横を A4 サイズに折り、左綴じ製本とし、部数は 3 部とする。
- (3) 電子データは PDF とデータ原稿を納品する。
- (4) 電子データ原稿は Microsoft Word, Excel を標準とする。
- (5) CAD データは SFC 形式とする。
- (6) 成果品は平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一 1 設計に関する標準業務に準ずるものとする。

IV. その他条件及び留意事項

- (1) 地質調査業務及び西郷港整備基本設計業務は別途発注する。これら業務の受託者と十分協議し、業務を遂行すること。

業務名	発注者	業務予定期間
中核施設地質調査業務	隠岐の島町	H29.12 月～H30.1 月
西郷港整備基本設計業務	島根県	H . 月～H . 月

- (2) 概算事業費の算出にあたっては、離島という条件を十分に考慮すること。
- (3) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、隠岐産材の最大限の活用を図ること。
- (4) 建設工事の積算業務及び工事監理業務についても実施設計と密接に関連することからの本業務の受託者と随意契約を予定している。

なお、積算業務及び工事監理業務については、業務遂行のため必要な事項について協議し、一定の条件等を付することがある。

- (5) 設計業務の契約締結にあたり、展示施設設計業務を追加する。これに係る費用については発注者と受託者が協議し決定する。

隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設敷地平面図

